

# 岡山大学保育所（なかよし園）利用内規

平成22年4月1日学長裁定  
改正 平成23年6月29日  
改正 平成25年4月 1日  
改正 平成26年4月 1日  
改正 平成28年4月 1日  
改正 令和 元年6月 1日  
改正 令和 2年9月10日

## （趣旨）

第1条 この内規は、岡山大学保育所の設置に関する規程（平成22年岡大規程第9号）第10条の規定に基づき、岡山大学保育所に置かれる施設のうち、なかよし園の利用基準等について定めるものとする。

## （利用者の範囲）

第2条 なかよし園を利用できる者は、岡山大学（以下「本学」という。）に勤務する職員又は、本学に在籍する学生等で本学に身分を有する者（以下「本学職員等」という。）であって、保育に欠ける事由があるものとする。

2 前項に定める者のほか、本学を受入研究機関とする日本学術振興会特別研究員又は本学を勤務場所とする派遣職員であって、3ヶ月以上継続して勤務予定の者については、前項に準じてなかよし園の利用を認めることがある。

3 育児休業期間又は休学期間等は、原則として保育に欠ける事由がない期間とする。ただし、保育の対象となる幼児が年度当初において満4歳及び5歳である場合は、小学校就学を控えていることから、環境の変化等に配慮した教育的観点に基づき、当該年度について保育に欠ける事由があるものとみなす。

4 前3項の規定にかかわらず、育児休業等からの職務復帰であって、職務復帰時になかよし園を利用し、かつ、第6条の2に定めるならし保育を行うことができない場合は、職務復帰の前月からの利用を認めることがある。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、本学に職員として勤務予定の者（第2項の規定により準用する場合を含む。）若しくは本学に学生として入学予定の者等又は職務復帰（前項の場合を除く。以下本項において同じ。）若しくは復学等により保育に欠ける事由が発生する場合は、その勤務若しくは入学等又は職務復帰若しくは復学等の直前の期間について、ならし保育として利用を認めることがある。

## （保育児の年齢）

第3条 なかよし園において保育する乳幼児は、年度当初（4月1日現在）の満年齢を基準とし、0歳児から6歳未満児とする。ただし、0歳児にあつては、原則として入所の日において生後6ヶ月を経過している者とする。

## （保育日及び保育時間）

第4条 なかよし園の保育日及び保育時間等は、次のとおりとする。

保育日	月曜日から金曜日 (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間を除く。)
保育時間	7時30分から18時まで
超過保育時間	18時から20時まで

2 園長は、特別な事由があるときは、保育日及び保育時間を臨時に変更し、または休業することができる。

## （利用期間）

第5条 利用期間は、入所年度の末日までとする。ただし、利用期間終了後、引き続き利

用しようとする場合は、新たに次条に定める手続（誓約書及び健康診断書の提出を除く。）を経なければならない。

（利用等の手続）

第6条 なかよし園の利用を希望する者は、所定の期日までに保育所（なかよし園）入所願及び乳幼児の健康診断書を運営委員会委員長に提出しなければならない。

- 2 入所に際しては、誓約書を提出するものとする。
- 3 利用を一時休止する場合は、休所届により、事前に届け出るものとする。
- 4 利用期間の途中で退所する場合は、退所届により、事前に届け出るものとする。
- 5 入所願、誓約書、休所届及び退所届の様式は、別に定める。

（ならし保育）

第6条の2 なかよし園において必要と認める場合は、入所に当たってならし保育を実施する。

- 2 ならし保育は、原則として入所後に行うものとする。ただし、なかよし園において必要と認める場合は、入所前に行うことができる。

（育児休業中の一時保育）

第6条の3 育児休業中の本学職員等は、なかよし園を利用していた者に限り、過去に入所していた幼児について、一時保育を利用することができる。

- 2 前項に定める者のほか、本学職員等の配偶者であって、本学以外に所属し育児休業を取得する者に、前項に準じて一時保育の利用を認めることがある。
- 3 育児休業中の一時保育に関し必要な事項は、別に定める。

（利用の中止）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議を経て、退所させることができるものとする。

- 一 内規等に違反した場合
- 二 乳幼児の心身に重大な欠陥が生じ、集団生活に適さなくなった場合

（その他）

第8条 この内規に定めるもののほか、なかよし園に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条第4項の規定は、平成25年4月1日以降に育児休業等から職務復帰する者について適用し、改正後の第6条の2の規定は、平成25年4月1日入所者から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の第6条の3の規定は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条の規定は、平成28年4月1日入所者から適用する。

附 則

この内規は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。